

アース・ブリックスに関する法規的な解釈について

建築基準法第6条に基づき、確認申請及び完了検査を受け、確認済証と検査済証を取得しています。関連する法規として建築基準法施工例第3章第4節「組積造」に基づいて設計及び施工をしています。

同節51条の『規定は、れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の建築物又は組積造と木造その他の構造とを併用する建築物の組積造の構造部分に適用する。』とあり、弊社が土で建築物を作る時に組積造を選択するきっかけにもなるのですが、組積造の建築物自体には、材料の規定がありません。同条の中で、規模に応じて様々な規定があるのですが、アース・ブリックスについては、それらの規定を満たすべく、高さ、面積などの設計をしています。

第52条に規定される組積造の施工については、同条2及び3に目地材料についての規定がありますが、セメントモルタルと同等以上の強度を持つものとされています。国交省住宅局建築指導課にも、セメントモルタルで無ければならないという規定では無いと確認できています。

建築基準法第37条に、『建築物の基礎、主要構造部、その他安全上・・・政令で定める部分に使用する木材、コンクリートその他建築材料として国土交通省が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は次の各号の一に該当するものでなければならない。一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの 二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに・・・国土交通大臣の指定を受けたもの』と定められています。

この指定建築材料については、平成12年の告示1446号に規定されています。

『同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする

一 構造用鋼材及び鋳鋼 二 高力ボルト及びボルト 三 構造用ケーブル
四 鉄筋 ・・・・八 コンクリートブロック ・・・・

十一 木質複合軸材料（製材、集成材、・・・その他の木材を接着剤により・・・複合構成した材軸をいう。以下同じ。）・・・』

コンクリートについては規格に従う様に定められていますが、前述の様に組積造の材料として使用可能なレンガや石についてはここで規定されておりません。木材についても、接着系の木材（集成材など）については規定されていますが、無垢の製材については規定対象外です。JIS規格などを取る様に定められている指定建築材料は、基本的には工業規格製品です。

以前に弊社が古民家移築の設計監理をした際にも国交省住宅局建築指導課に、JIS規格の問題について確認をしました。その時の古材に対する解釈も「古材だからといって使用不可能であるという解釈にはならない。」との回答でした。弊社が一級建築士事務所として、島根県に古材を確認しに赴き、構造強度として問題無いと判断をした上で、実際に使用しています。

今回の土ブロックについても同様で、全てのブロック製作について、弊社スタッフが常駐し、重ねてきた研究の成果として、その日の気温や湿度などに合わせ微妙に配合を調整しています。